

令和8年度施行

業務設計書(公示用)

業務名: 豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(豊平南地区)

R7年 11月 単価適用

豊平区土木部維持管理課

業務名：豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(豊平南地区)

業務委託費 円

業務価格 円

消費税等相当額 円

業務の説明

1. 業務の場所

- ・ 豊平区内 (豊平南地区)
公園32箇所、街路樹20路線

(位置図・数量調書参照)

2. 業務の概要

- ・ 公園維持管理 清掃・草刈一式、樹木管理一式、施設管理一式、鳥獣対応一式
- ・ 街路樹維持管理 清掃・草刈一式、樹木管理一式、歩道美化一式、鳥獣対応一式

3. 業務の期間

- ・ 令和8年3月15日より令和9年3月14日まで

4. 仕様書等

- ・ 札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書による。

- ・ 札幌市土木工事共通仕様書による。

- ・ 特記仕様書(月寒地区)による。

- ・ 内訳書の表記について

令和8年度豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務特記仕様書 (豊平南地区)

I 総則

1. 適用範囲

本特記仕様書は、豊平区内公園街路樹等総合維持管理業務（豊平南地区）に適用する。なお、街路樹の維持管理においては、路線番号132平岸2条線、103豊平中の島線について豊平北地区のエリアも含むものとする。

2. 安全管理

- 1) 道路上での作業は、適切に保安施設や交通誘導員を配置し、事故等が起こらないように十分注意して行うこと。
- 2) 現場状況等により交通誘導員に増減が生じた場合は担当職員と協議すること。なお、交通誘導員配置の報告書等を担当職員に提出すること。
- 3) チェーンソーによる伐木作業等を行う場合、法令により、防護ズボン、チャップス等の下肢の切創防止用保護衣を着用すること。また、切創防止用保護衣の保有数を、業務計画書に記載すること。
- 4) 高さ6.75mを超える場所で墜落の危険がある場合は、法令により、フルハーネス型墜落制止用器具を使用すること。

3. 指示事項について

担当職員からの指示は緊急の場合を除きすべて代表会社への連絡とする。各構成会社への連絡調整等は代表会社が責任をもっておこなうこと。

4. JV会議について

契約書に示す各期に1回土木センターハウスにおいて区内各地区JVが参加する連絡調整会議をおこなうこと。ただし、状況によってはこの限りでない。

II 公園編

1. 一般

- (1) みどりあふれる潤いのあるまちづくりのため
- 1) 「札幌市みどりの基本計画」に基づき、公園緑地や道路の緑が地域の緑と一体となって、緑あふれる潤いのある街となるよう努めなければならない。
 - 2) 公園緑地・街路樹や公園内の諸施設において、それぞれがもつ機能や主旨を十分に発揮できるように努めなければならない。
 - 3) 管理瑕疵が問われる事故の防止に努めなければならない。
 - 4) 利用者及び周辺住民に不快感を与えないように、常に美観・景観の保全に努めなければならない。
 - 5) 公園が周辺住民の迷惑施設とならないよう、その配慮や負担要因の軽減に努めなければならない。
 - 6) 「福祉のまちづくり」要綱に基づき、日常の管理及び施設の維持補修や改修時には、だれにもやさしい施設づくりに努めなければならない。
 - 7) 公園・緑地の維持管理において、造成計画の意図を勘案しつつ、地域住民の時代の要望に即して隨時変革を検討することに努めなければならない。
- (2) 公園の夏季利用期間

公園の夏季利用期間は、4月29日から11月3日までを基本とする。

2. 公園巡視点検

(1) 実施回数・実施期間

夏季巡視：町内会委託管理の公園について、4月～11月の期間2月に1回以上の頻度で巡視すること。（年4回）

冬季巡視：町内会委託管理公園および業者委託管理公園について、3月及び12月～翌年2月の期間、2月に1回以上の頻度で巡視すること（年2回）。ただし、12月に行う巡視は、夜間巡視とする。

(2) 実施作業方法

- 1) 遊具、外柵等施設破損の有無確認を行い、破損状況により応急措置等の事故防止措置をとるとともに、担当職員へ報告すること。
- 2) 土系広場や芝生広場の凹凸状況確認および樹木（主に高木）の枝折れ、公園利用の支障となるような胴ぶき（ニセアカシア等）の確認を行い、状況による応急措置等の事故防止措置をとるとともに、担当職員へ報告すること。
- 3) 発見した放置自転車は、青札を貼り、3日以上経過後も放置されていた場合は、北郷自転車保管場所（白石区北郷1条1丁目）に撤収することとする。なお、原則として担当職員の判断により撤去するものであるため、青札の貼付後、撤去までの間に職員自身が現地を確認することとするが、困難な場合は写真提出によって対応することとする。また、廃棄せず保管する場合は、告示書を放置場所付近に掲示すること。
- 4) 家電製品、タイヤ等不法投棄物については、担当職員の指示により回収することとする。
- 5) 12月に行う夜間巡視では、公園内の照明灯が点灯しているかどうかを確認し、不点があれば担当職員に報告すること。

(3) 施設点検シートへの記録（夏季1回、冬季1回）

各公園の巡視結果は施設点検シート（夏季：様式Ⅰ、冬季：様式Ⅱ）に記載し担当職員に提出すること。なお、夏季の施設点検については、5月末までに実施すること。

3. 夏季利用期間開始前の期首作業

(1) 目的

冬期管理から夏期管理への移行にあたり、夏期期間の利用に即した公園形態の確保並びに諸施設の機能の保全、美観景観の保全を図るため、それに必要な作業を実施する。

(2) 実施時期 夏季利用開始前までに完了すること。（4月28日まで）

(3) 実施作業

- 1) 清掃B
 - a) 越年の落ち葉の収集が含まれることから、熊手、レーキ等による拾い集め型により清掃を行うこと。（年1回）
 - b) 遊具等の公園施設についても、鉄棒のさび取りや滑り台の滑走面およびブランコの座板の布拭きなどを行うこと。
 - c) 水飲み台は、利用者の不潔感解消のため、飲み口周辺部をブラシまたはタワシ等でこすり落とし、水洗いすること。
- 2) 冬囲い撤去（樹木冬囲い撤去A～J、水飲み台冬囲い撤去B・C、シーソー、ブランコ、鉄棒）

- a) 樹木、水飲み台、シーソー、ブランコ、鉄棒の冬囲いを撤去し、本来あるべき姿に復元すること。
- 3) U字側溝清掃泥上げ
 - a) 降雨時の排水に支障がないようにU字側溝等の泥上げを行うこと。
 - b) 樹は異物を撤去し、管底が確認できる状態を最低限確保することとする。
- 4) 公園巡視点検
 - II-2- (2) による。

4. 清掃（清掃A）

(1) 実施回数・実施期間

4月～11月の期間内、2週間に1回の頻度で実施する（年14回）。なお、ゴミの散乱等、美景観や環境衛生上問題が生じた場合は隨時実施することとする。

(2) 実施作業方法

- 1) ゴミの清掃は拾い集め型を主体に行い、主に下記のものを除去すること。
 - a) ガラスの破片等、けが等の事故を誘発するもの。
 - b) 石等、草刈時の飛散事故等の原因となるもの。
 - c) 空き缶・紙屑等、美観景観を損なうもの。
 - d) 公園外から持ち込まれた、公園事業で備えた施設や物品以外のもの。
 - e) 犬糞等、衛生上問題のあるもの。
- 2) 砂場清掃は、表面に見える異物や犬猫の糞等を除去し、利用に支障のないように処置すること。

(3) 実施にあたっての配慮事項

- 1) 公園内は、美観景観、事故防止、衛生の確保に配慮して実施すること。
- 2) 公園内周辺部は、道路利用者や隣接住民に不快感を与えないように、美観景観の確保に努め実施すること。
- 3) 公園外周辺部は、明らかに公園から飛散したと思われ、かつ住民の負担になる状況のごみ等（落葉は除く）は、処理することを基本とし、その作業にあたっては、民有地に立ち入ることを十分配慮して実施することとする。

(4) 出来形管理

作業の出来形管理は、美観景観の保全が確保された状況とする。その程度は過度に求めるものではなく、世間一般常識的な視点や観点に基づくものとする。

5. 草刈、除草

(1) 実施回数

草刈りは、業者管理対象公園において年3回とする。除草は、数量調書に記載の公園において指定回数を行うこと。

(2) 実施時期

- 1) 1回目の草刈りは、5月下旬から6月上旬頃までに実施すること。
- 2) 2回目の草刈りは、7月中旬から下旬（7月15日～7月31日）をめどに実施すること。なお、小学生の夏休みやお盆時期には町内会において各種行事が行われる事から、これらがスムーズに行われるよう実施すること。
- 3) 3回目の草刈りは、9月下旬から10月上旬をめどに行う事。
- 4) 除草の実施時期は、基本的に草刈実施時期と同時期とするが、除草の回数によって時期を変更することもあるため、時期については担当職員と協議のうえ実施すること。

(3) 実施作業方法

- 1) 草刈は、ロータリーモアや刈り払い機を使用し、場所によっては手刈りを併用して、刈り残しのないように、全体的に草丈4センチ程度をめどに作業を行うこと。
- 2) 外柵石や樹木などの施設周辺は手刈りで実施すること。
- 3) 草刈後は、集草搬出を行うこと。草刈後すぐに集草しない場合は、刈り草が飛散しないような措置を講ずること。
- (4) 実施にあたっての配慮事項
 - 1) 芝生広場の様々な利用者に配慮すること。（特に幼児や児童）
 - 2) 砂塵防止対応のため、施工時の地盤状況及び気象状況と周辺環境を勘案して、実施時期を決定すること。
 - 3) 飛散事故を起こさないように、小石等は極力撤去すること。また、草刈り時は防護シート等により草刈り機周辺を防護するなど、工夫して作業を行う事。なお、草刈作業時公園周辺に自動車が停車している場合は、自動車周辺の草刈りを一時取りやめるなど、小石飛散事故が起こらないように十分に配慮すること。
 - 4) 事故防止や騒音防止のため機械類の点検整備を実施すること。
 - 5) 作業時には周辺の公園利用者の誘導を行うこと。
 - 6) 町内会への管理委託公園において、担当職員からの指示があった場合は、草刈・清掃作業により発生した刈草等を市の指定する処理場へ搬入すること。

(5) 出来形管理

作業の出来形管理は、美観景観の保全が確保された状況とする。その程度は過度に求めるものではなく、世間一般常識的な視点や観点に基づくものとする。

6. 樹木

(1) 剪定 A～H (高木)

1) 目的

樹木の整姿・剪定の目的は下記のとおりとし、その目的を十分に把握し作業を行う事。

- ア) 徒長枝・逆枝・立枝等の枝処理など、樹木保護育成のため。
- イ) 庭園樹としての景観形成のため。
- ウ) 民家の窓辺からの景観保全のため。
- エ) 日照権を侵害している樹木の樹冠調整
- オ) 民地境界線にある樹木で民地へ越境している樹木の樹冠調整および枝処理
- カ) 園内照明や園内施設及び利用者の支障となる樹木の樹冠調整および枝処理
- キ) 道路建築限界を侵している樹木の樹冠調整および枝処理
- ク) 道路標識等の道路付帯物の効果を損なう樹木の樹冠調整および枝処理

2) 実施本数

対象公園及び実施本数については、担当職員の指示によること。

3) 実施時期

対象樹木の特性を十分考慮し、落葉樹の冬季剪定については、落葉後から1ヶ月下旬を基本とする。ただし、切り口から樹液が落ちる場合は中止を検討することとする。

(2) 伐採 A～I (高木)

1) 実施本数

伐採対象木については、担当職員の指示によること。

2) 実施時期

枯死木や腐朽等により倒木の怖れがある樹木については、周辺の状況（民地に接しているかどうか等）を考慮し、直ちに伐採すること。その他の樹木については具体的な実施時期は、担当職員の指示によること。

(3) 下枝取り（高木）

1) 実施本数

別紙数量調書に記載されている公園において、公園利用上支障となる樹木や、公園外周にある樹木で道路標識等を覆っている樹木を対象に下枝取りを適宜行なうこと。実施した数量について、後日担当職員へ報告すること。

2) 実施時期

上記①に記載した状態が見受けられる場合、適宜行うこと。具体的な実施時期は、担当職員の指示による。

(4) 脳ぶき・ひこばえとり

1) 脳吹き・ひこばえ取りは、樹木の健全な育成のために、適宜おこなうこととする。実施した数量について、後日担当職員へ報告すること。

(5) 生垣刈込A（低木）

1) 実施数・実施回数

別添数量調書に記載している公園において、広葉樹は年2回生垣の刈り込みを行うこと。針葉樹は年1回の生垣の刈り込みを行うこと。

2) 実施時期

a) 1回目は6月中旬に行うこと。（針葉樹は6月～9月上旬）

b) 2回目は9月中旬に行うこと。

3) 実施作業方法

生垣の仕上がりは、高さ・幅を一定にそろえ、美観を損なわないように実施すること。

(6) 病害虫の防除・駆除（薬剤カプセル打ち込みD）

1) 実施回数

病害虫に関する苦情・要望および通常の巡視点検により発見された病害虫について、公園利用上支障となるもの等について、適宜打ち込みを行うこと。打ち込み本数については、その都度担当職員に文書により報告すること。

2) 実施時期

担当職員の指示による。

(7) 支柱取付・支柱撤去

1) 実施箇所・回数・時期

通常の巡視点検により発見された破損した支柱について、撤去・取り付けを行なうこと。

7. 砂場

(1) 砂場整正

1) 実施回数・実施時期

実施回数は、砂場のある全公園において、年1回とする。実施時期は、5月中旬までにおこなうこととする。

2) 実施作業方法

団結した砂を20cm程度搔き起こし、砂場表面の不陸整正をおこなうこと。

(2) 砂場砂補充

1) 実施回数・実施時期

別紙数量調書に記載の公園において、年1回とする。実施時期は、5月中旬までに行うこと。

2) 実施作業方法

砂場の天端から10cmさがりで行うこと。

8. 照明灯

(1) 不点調査

担当職員の指示により適宜行うこと。

(2) ランプ交換

担当職員の指示により適宜行うこと。

9. 夏季利用期間終了後の期首作業

(1) 実施時期

夏季利用期間終了後、当年度の天候や利用状況を勘案のうえ、概ね11月下旬までを目処に行うこと。

(2) 実施作業

1) 清掃C

a) 当年度の落ち葉を掃き掃除により収集すること。

b) 落ち葉時期および、葉が落ちきった時期に行うこと。（年2回）

2) 冬囲い設置（樹木冬囲い設置、水飲み台冬囲い設置A、シーソー、ブランコ、鉄棒）

a) 樹木冬囲い設置は、担当職員から指示があった場合に行う。夏季利用期間終了後で紅葉の後に行うこと。仕様は「札幌市公園及び街路樹総合維持管理業務仕様書樹木冬囲い図」による。

b) 水飲み台は、閉栓、開栓作業を行うこと。

c) 鉄棒は、札幌市が支給する使用禁止テープおよび貼り札により冬囲いすること。

d) ブランコは、ムシロやブルーシート等の緩衝材で梁部を養生した上で着座部を固定すること。

e) シーソーは、旧式のものについては、着座部を外してブルーシート等で養生した上で、脚部に固定すること。新式のものについては、着座部を外さず、ブルーシート等で養生し、着座部が動かないように固定すること。

10. カラス・ハチの巣撤去

「札幌市公園及び街路樹総合維持管理業務仕様書」による。

11. その他

(1) 水飲み台

1) 水飲み台蛇口取り換え

巡視・点検等において発見した破損している水飲み台の蛇口について、適宜取り換えること。蛇口は支給品とする。

(2) 出来形管理

1) 仕様書において数値が明記されている項目について、数値が確認できるよう写真に記録し担当職員に提出すること ※1項目につき1枚以上

2) 剪定作業をおこなう場合、樹木ごとに幹周の分かる写真を記録すること
(10~30本/2か所, 31~50本/3か所, 51本以上/4か所)

12. 天神山緑地

(1) 清掃作業

- 1) 公園内（樹林地内は除く）は、拾い集め型によりおこなうこととし、美観の保持に努めることとする。
- 2) 樹林地内の清掃は、春、夏、秋の3回全面積をおこなうこととし、ビニール類や空き缶等の外部から持ち込まれた物を、撤去廃棄することとする。

(2) 草刈作業

- 1) 指定区域A内の芝生広場等の草刈は、ロータリーモア主体により、年5回おこなうこととする。
- 2) 指定区域B内の草刈は、刈払機を主体により、年2回おこなうこととする。
- 3) 指定区域C内の芝生広場等の草刈は、ロータリーモア主体により、年3回おこなうこととする。
- 4) 指定区域D内の草刈は、刈払機を主体により、年3回おこなうこととする。

(3) 施設等冬囲い及び冬季措置作業

- 1) 低木の冬囲い及び水飲み台・遊戯施設の冬囲いは、別添「数量調書（公園編：天神山緑地）」に記載の規格・数量の冬囲いを9-（2）-②により実施することとする。

(4) その他

- 1) 生垣については、年2回の刈り込みを行うこと。なお、数量は別途指示するものとする。

13. 天神山緑地（拡張地）

(1) 施設管理一般

- 1) 各作業の実施にあたって、実施方法、時期については担当職員と協議を行うほか、「守る会」及び過年度受託者にも作業の実施方法等の聞き取りを行い、指導を受け作業を行うこと。「守る会」との調整が必要な工種については、受託者、「守る会」及び担当職員の三者において協議（必要があれば過年度受託者にも相談を行う）を行い決定すること。
- 2) 担当職員が特に指定した作業については、作業の開始、終了等を担当職員に報告し、確認を得ること。
- 3) 作業時に、異常箇所を発見した場合はただちに報告し、週報等に記載すること。なお、危険性の高い破損、支障を発見したときは、ただちに事故防止等の処置（応急処置）を行い担当職員に報告し、指示を受けること。

(2) 清掃作業

指定された区域（管理区域図参照）において安全、衛生に配慮しながら以下に基づき実施すること。

名称	形質	概要	数量	回数
春清掃	春1回目の清掃 施工区域図参照	雪解け後の清掃	3, 845m ²	1回
定期清掃	拾い集め 施工区域図参照	通常清掃	3, 845m ²	14回
秋清掃	拾い集め 施工区域図参照	通常清掃	3, 845m ²	2回

・作業の詳細については、担当職員との協議により決定し、行うこと。

(3) 草刈作業

指定された区域（管理区域図参照）において安全、衛生に配慮しながら以下に基づき実施すること。

名称	形質	概要	数量	回数
草刈A	平面	1,188m ²	3,564m ²	3回
草刈D	斜面	318m ²	954m ²	3回
草刈E	平面	496m ²	1,488m ²	3回

- ・指定された区域全域を行うこと。
- ・指定された回数を行うこと。
- ・草丈は4cm前後に仕上げること。
- ・機械刈りを行う際は、作業区域内に安全施設を設置し作業すること。また、小石などの飛散防止対策を講じること。
- ・刈り取った草の処理は速やかに行い、十分に乾燥させた上、特認指定された場合を除き本市指定処理場に運搬し処分すること。
- ・樹木を傷つけた場合、樹木の根元等を傷つけた場合は、保護剤などを塗布するなどの処置を施し、樹木の養生を行うこと。

(4) 藤管理

藤棚（管理区域図参照）において、天神藤の維持管理を下記に基づき実施すること。

名称	形質	概要	数量	回数
冬期剪定	11月頃	骨格剪定	568m ²	1回
夏期剪定	7～8月頃	花殻摘み つる切り 間引き ひこ生え取り 胴ぶき取り	568m ²	1回
雪降ろし	12～3月頃 (積雪状況により判断)	人力除雪	284m ²	適宜
灌水	4月～	藤への灌水	適宜	適宜
施肥	4月(春施肥)	油かす バーク堆肥	140kg 140kg	1回
	6月(礼肥)	新まるやま特号 ヨウリン(粒状)	60kg 40kg	1回
	11月(寒肥)	まるやま3号 骨粉 もみ殻薰炭 腐葉土	20kg 63kg 420L 700L	1回
殺菌剤散布	6月上旬～	トップジンM水和剤 ベンレート	1,136L (568m ²)	1回

- ・天神山緑地の藤（通称：天神藤）は北海道最古の藤と言われ、非常に希少な樹木である。希少な樹木であることに加え、推定樹齢200年ほどの樹木であり、この樹木を保全していくためにも慎重な作業、管理が必要となる。このことを念頭におき、細心の注意を払い作業を行うこと。
- ・藤に異常が見られた場合は直ちに監督員に報告を行うこと。
- ・藤の管理については、「守る会」の指導、過年度受託者によく話を聞き、管

理方法について指導を仰ぐこと。また、「守る会」と協働で作業を行い、管理手法を学ぶこと。

- ・管理作業について、「守る会」及び過年度受託者に作業内容を確認し、さらにその内容について監督員に確認、承認を受けた後作業に取り掛かること。
- ・作業前には必ず監督員に作業内容と作業期間、時期を事前に知らせること。
- ・剪定時期、剪定方法について、「守る会」及び過年度受託者にこれまでの経緯等を確認し、指導を受けながら作業を行うこと。
- ・灌水について「守る会」及び過年度受託者に藤の状態を確認した上で適切な頻度、量の灌水を行うこと。
- ・殺菌剤散布について、時期や散布量等は仕様書、図面記載数量を想定しているが、詳細は担当職員と協議、確認を行うこと。
- ・施肥について、時期や肥料の種類等は仕様書、図面記載数量を想定しているが、詳細は担当職員と協議、確認すること。
- ・施肥（礼肥）については、別途発注予定の天神山緑地拡張地藤診断業務内で開花の状況をみて、肥料の種類を決めることとするため、詳細については担当職員に従うこと。
- ・雪降ろしについて、積雪状況を見ながら雪による藤の枝への負担がないよう、適切に行うこと。
- ・上記作業以外に「守る会」及び過年度受託者より、作業内容の指示、指導、助言が合った場合は担当職員と協議を行い、担当職員の指示に従うこと。

(5) 樹木冬囲い

冬囲いの撤去、設置を、以下に基づき実施すること。

名 称	形 質	概 要	数 量	回 数
樹木冬囲い	針葉樹 H=4.0m 購入品	設置・撤去	20組	1回
	低木 根曲竹 H1.2m 購入品	設置・撤去	175組	1回
	低木 繩1回巻きH0.6m 購入品	設置・撤去	14組	1回
	低木 H0.9m 繩2回巻き 購入品	設置・撤去	3組	1回
	低木 H1.2m 繩3回巻き 購入品	設置・撤去	120組	1回
	低木 根曲竹 むしろ1枚 H1.2m 購入品	設置・撤去	9組	1回

- ・作業の詳細については、担当職員との協議により決定し、行うこと。

(6) 駐車場管理

開花期において、以下に基づき臨時駐車場を開設し交通誘導員を配置すること。

名 称	形 質	概 要	数 量	日 数
駐車場管理	天神藤及び桜の開花期	臨時駐車場の開設・閉鎖	日	30日間程度
交通誘導員	藤の開花期	車両の誘導、歩行者の安全確保	1人/日	30日間程度

- ・園内は管理車両以外原則通行禁止とし、既設緑地の駐車場及び隣接するゲートボール場に開設する臨時駐車場へ誘導すること。

- ・実施日、詳細については担当職員との協議により決定し、行うこと。

(7) その他特記事項

1) 藤の管理について

- ・藤の管理については、「守る会」及び過年度受託者協力、協働のもと適切に管理されている経緯があるため、管理手法については十分注意すること。
- ・天神藤は樹齢200年ほどの樹木であり、通常の維持管理では対応できない部分もあることが想定されるため、「守る会」及び過年度受託者により管理手法を十分に学び、指導を受けた上、その管理手法について担当職員に承諾を受けて作業を行うこと。
- ・藤の管理については今後豊平区へ引き継ぐことを踏まえ、今後天神山緑地の予定地部分を管理していく業者にも管理手法を伝え、引き継ぐことができるようにしておくこと。

III 街路樹編

1. 一般

(1) 植栽基準

- 1) 歩道上の街路樹は、「道路構造令」、「道路緑化技術基準」、札幌市宅地開発要綱の規程による〈街路樹植栽基準〉(平成23年8月1日一部改正)及び「街路樹剪定技術指針」【平成28年11月みどりの推進部編】を基準に下記の点に留意して行うこととする。
 - a) 植栽間隔は8mを標準とする。ただし、植栽計画及び実施においては、10mを基本に、最低6mで行うこととする。
 - b) 信号機のある交差点手前の植栽位置は、交差点巻きこみ変形縁石の開始位置から、10m以内には植栽しないこととする。
 - c) 交差点通過後は、交差点を渡って曲線最終点より8m以内には植栽しないこととする。
 - d) 道路付属物を考慮し、道路標識や街路灯、電柱等と街路樹の間隔は原則3m以上離すこととする。また、進行方向に対して道路標識の手前に配置しないこととする。
 - e) 植栽場所は原則として幅員3.5m以上の歩道を対象とする。
 - f) 既設の幅員3.5m未満の生活道路の歩道に植栽されている街路樹は、日常管理に十分に配慮して可能な限り保護育成に努めることとする。
 - g) 信号機及び道路規制標識等の視認距離の確保については、30m手前で確認できるよう維持管理することを基本とする。

(2) 危険木処理

- 1) 枯損木及び樹木の腐朽による倒木の恐れのある樹木は担当職員と協議の上速やかに伐採することとする。抜根については、担当職員の指示によることとする。

2. 街路樹巡視点検

(1) 実施回数・実施時期

4月～翌年3月の期間、2月に1回以上往復で各路線6回実施すること。実施路線は数量調書によることとする。

(2) 実施作業

「札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書」による。

3. 植樹枠・中央分離帯等管理

(1) 清掃

1) 実施回数・実施時期

4月～11月の期間に3回実施すること。作業は、草刈の実施時期に合わせて行うこととする。

2) 実施作業

「札幌市公園及び街路樹総合維持管理業務仕様書」による。

(2) 草刈、除草

1) 実施回数

4月～11月の期間に草丈の状況に応じて2回を基本とし実施すること。

2) 実施作業

「札幌市公園及び街路樹総合維持管理業務仕様書」による。

(3) 歩道美化事業（樹花壇用花苗配布）

1) 本事業は「とよひらHANA-LAND事業」と一体となって行うこと。

2) 花苗の種類については、あらかじめ設定することとする。

- 3) 取りまとめは豊平区市民部地域振興課（以下「地域振興課」という。）で行うこととする。
- 4) 配布先については、町内会及びこれらに類する団体とする。
- 5) 花苗配布特記使用書及び「札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書」によることとする。

＜花苗配布について＞

- 1) 花苗の配布にあたっては、地域振興課の指示に従うこと。詳細については、別途、地域振興課担当者から指示するものとする。
- 2) 担当職員からの指示があった場合、地元担当者に連絡すること。
- 3) 地元担当者と連絡した際に、当初の申請内容と差異が生じた際には、速やかに札幌市に報告すること。
- 4) 配布する花苗の状態は七分咲きの生育が良いものとする。

4. 樹木管理

(1) 街路樹支柱管理

- 1) 支柱取付
 - a) 支柱の無い植樹枠への補植時又は支柱が著しく損傷した場合には、支柱を取り付けることとする。
 - b) 支柱は焼丸太支柱を基本とする。
- 2) 支柱撤去
 - a) 支柱は根張り状態に応じ、隨時撤去することとする。ただし、ニセアカシア、シダレヤナギ、及びプラタナスについては、幹周C=60cmを目途に撤去・取り外しを検討する。
 - b) 作業は7月末までに完了することとする。
 - c) ナナカマド及びネグンドカエデについては、傾斜樹木が見受けられることから、特に留意して見定めること。
- 3) 支柱補修
 - a) 美観を損なう破損支柱の補修作業は5月31日までに完了することとする。
 - b) 美観上支障のない支柱の補修は、7月末までに完了することとする。
- 4) 支柱結束（支柱結束A）
 - a) 作業は7月末までに完了することとする。
 - b) 支柱強化樹種については、支柱との結束は毎年行うこととし、樹幹の杉皮巻き直しは、樹木の生長等必要に応じておこなうこととする。
- 5) 支柱強化事業
道道西野白石線は三脚又は四脚鳥居合支柱の設置を検討することとする。

(2) 夏季剪定

1) 目的

夏季剪定は、夏季間に緑豊かな景観を確保するため、必要最小限にとどめることとする。また、ニセアカシア、シダレヤナギ、及びネグンドカエデの3種については、強風による幹折れ防止のため、下記実施作業のうちg) 及びh) の作業を加えて行うこととする。

2) 実施作業

- a) 歩車道の道路建築限界の確保。
- b) 信号機・標識類の30m手前からの視認の確保
- c) 民有地建築線の侵害枝の切り詰め
- d) 建物や看板等民有施設への接触枝の切り詰め
- e) 道路照明灯の効果の確保
- f) トランスへの接触枝の切り詰め

- g) 倒木防止のための枝抜き（上記3樹種のみ）
- h) 樹冠を整えるための、70%切り詰め（上記3樹種のみ）

(3) 冬季剪定

1) 目的

夏季間において、その道路形態にふさわしい統一された美しい景観を形成させるために、樹姿の調整及び樹冠の骨格調整のために行うものである。

2) 実施時期

落葉後の12月～2月までの間に完了すること。ただし、プラタナスについては落葉前の10月半ばまでに完了すること。

3) 樹種別実施年次

冬季剪定の樹種別実施年次の目途は次のとおりする。ただし、幼木については適切な時期に逐次骨格調整を行うこととする。ただし、下記b)、c)に該当する樹木の剪定については、数量調書を参考に担当職員と協議の上実施することとする。

- a) 毎年実施樹種：ニセアカシア、プラタナス、シダレヤナギ、ネグンドカエデ
- b) 3年ごとに実施する樹種：イチョウ、エンジュ、シンジュ、コブシ及び3年枝以上の剪定が困難なサクラ、ナナカマド
- c) 5年ごとに実施する樹種：上記以外の樹種

4) 作業注意事項

- a) 夏季の枝の伸長により、民有地への侵害、民間施設との接触、街路照明灯の障害及び道路建築限界への侵害の防止に留意して実施することとする。
- b) 街路樹は、「道路緑化技術基準」による、自然相似形仕立てで行うこととする。
- c) 芯とめは、路線ごとに決定される樹高に到達するまでは、樹冠の乱れ防止のため、絶対に行ってはならない。ただし、ニセアカシア、イチョウ等芯の再生が可能な樹種によっては、担当職員と協議の上、芯とめ調整をすることができる。
- d) 樹幹は道路建築限界内においてすべて単幹にすることとし、将来主幹が歪曲により植樹枠幅からでないように管理していかなければならない。
- e) 切り詰め剪定は、原則として行ってはならない。
- f) 歩道側の建築限界の2.5mを遵守し、樹姿の形成及び歩道除雪の問題から4.0mを基本に行うこととする。
- g) 車道の建築限界は4.5mとする。
- h) 民有地建築線から1.5mはなすこととする。

5) 幼木管理

- a) 幼木（骨格枝の形成が未整備な樹木）は、成長に合わせ、ちから枝を徐々に上げていくこととする。
- b) 幼木の時期は、骨格形成に重要な時期であるので、適切な時期に整姿剪定を行うこととする。

(4) 病害虫の防除・駆除（薬剤カプセル打ち込みD）

II-6-(6)に準ずる。

(5) 街路樹補植

1) 実施時期

街路樹の補植は、担当職員と協議の上、伐採・抜根後隨時速やかに行うこととし、長期間の空き枠状態にはしないこととする。ただし、次の項目についてはこの限りではない。

- a) 植栽不適期（夏季）における植樹

- b) 植花されているもの
- 2) 実施作業方法
- a) 作業にあたっては、Ⅲ-1-(1)の事項に留意すること。
 - b) 補植する樹木の規格については、樹高3m以上及び幹周15cm以上の樹木を基本とする。
 - c) 植栽樹木は、垂直樹幹の単幹で芯のあるものとする。
 - d) 支柱は焼丸太支柱を基本とし、Ⅲ-4-(1)の内容を考慮し設置することとする。
 - e) 低木の補植については、道路の景観を勘案し、担当職員と協議の上行うこととする。
- (6) 脳ぶき・ひこばえとり
- 1) 実施時期
- 脳ぶき・ひこばえとりは、植樹枠等清掃草刈り及び巡回作業に合わせて実施することとする。
- 2) 実施作業
- ニセアカシアは、こぶの形成防止のため、可能な限り道具を使用せず、手で行うこととする。
- (7) カラス・ハチの巣撤去
- 「札幌市公園及び街路樹総合維持管理業務仕様書」による。
- (8) その他
- 1) 出来形管理
- ①仕様書において数値が明記されている項目について、数値が確認できるよう写真に記録し担当職員に提出すること ※1項目につき1枚以上
 - ②剪定作業をおこなう場合、樹木ごとに幹周の分かる写真を記録すること (10~30本/2か所, 31~50本/3か所, 51本以上/4か所)

IV 災害時の対応

1. 警報発令時の対応

- 1) 災害の発生が予測された場合には、担当職員の指示に従い、豊平区災害防止協力会の協力を得て、処置に当たることとする。
- 2) 警報が発令された場合には、豊平区災害防止協力会の造園業者チーフ会員会社が土木センターに詰め、配置された造園業者に指示することとし、配置された造園業者は、その指示の元に災害防止及び処理作業にあたることとする。
- 3) 配置される造園業者は、受託業者及び豊平区災害防止協力会の会員業者により構成される。
- 4) 受託業者は、豊平区土木部維持管理課担当職員の命令により、豊平区災害防止協力会の指揮のもとに行動することとする。
- 5) 受託業者は、被害状況及び対応状況を把握して本市に報告することとする。

2. 事故木処理等緊急時の対応

- 1) 公園及び街路樹において事故が発生した場合は、状況に応じて速やかに処置することとする。
- 2) 応急処置については、昼間・夜間をつうじて、本市担当職員又は受託業者がおこなうこととする。
- 3) 事故木処理等のように造園業者の施工可能な作業については、本市の指定する者の指示を得て、受託業者が処理することとする。

様式 1

<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">記載例</div> <div style="display: inline-block; margin-left: 10px;">公園施設点検シート</div>				
公園種別とナンバー		凡例		
		A: 異常がなく、安全性に問題はない B: 劣化や損傷があるが、安全性に問題がない C: 劣化や損傷があり、安全性について別途確認が必要である D: 劣化や損傷があり、安全性に懸念がある		
公園名	近8 厚別中央公園	記載者名	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
対象施設等	点検項目	点検日 5/10	点検を5月末まで に行ってください	
園内全体	公園全景の景観印象	B		
	草刈等による芝生の状況	B		
	ガラスや鋭利な異物等の危険物がないか	D		
	自転車、粗大ゴミ等の放置物がないか	B	特にC, D ランクの時 に補足し てください	
	水溜りや不陸等がないか	B		
公園便所にホームレスがいる様子、荷物等の痕跡あり	C	ガラス片処理済 4/25には居なかった		
園路広場	舗装	欠損、小穴、クラックなど転倒の危険性	B	
		段差、根上りなど転倒の危険性がないか	C	根上りが数箇所
		ガラや危険物の露出がないか	B	
		水溜り、不陸による通行支障がないか	B	
		水みちによる通行支障がないか	A	該当無ければ「-」 を記入
	階段 手摺 テッキ	本体の破損や部材の欠損がないか	-	
		踏面、床面の水溜りや不陸の支障がないか	-	
		塗装は必要か	-	
	擁壁 法面	擁壁の破損、変形、モルタルの剥離等がないか	-	「倒木の恐れがある木」については、園路や広場の近くなど、倒木した際に利用者に危害が及ぶ恐れのある場所に植栽された樹木について、点検してください
		法面の侵食、隆起、変形等がないか	B	
落石防護柵等の破損・欠損がないか		-		
樹木	落石防護柵等の腐食による老朽度	-		
	倒木がないか	A		
	傾斜、根元の腐朽、枯損等の倒木の恐れがある木があるか	D	枯木2本近日中に処理予定	
	落下の恐れがある枯枝がないか	D	同上	
	通行の支障や危険（目の高さ等）な枝がないか	A		
	照明、標識にかかる枝や見通しを妨げる中低木がないか	D	照明、近日中に処理予定	
	民地に越境している枝がないか	-		
	道路の建築限界（車道4.5、歩道2.5m）以下の枝がないか	D	歩道よりのトウヒ	
	剪定、刈込み及び間伐が必要な樹木がないか	D	生垣、近日中に処理予定	
	低木及びツタの刈込みの必要がないか	B		
遊戯施設	不要な支柱、破損した支柱がないか	-	支柱処理済	
	害虫の発生がないか	A		
	カラス及びハチの巣がないか	C	カラス	
	破損やゆがみ・傾き・ぐらつきがないか	D	スプリングぐらつき	
	紐やガラス片などの異物がないか	A		
	突起やささくれがないか	A		
	地際の腐食、塗膜の剥がれや浮きがないか	A		
	ボルト等部材の欠損、摩耗や劣化がないか	A		
	基礎が露出していないか	D	前年度工事の影響	
	遊具周辺に凹凸・石・根や枝がないか	D	同上	
落書きはないか	A			
塗装は必要か	A			
砂場、砂の補充は、硬くないか、雑草・汚物はないか	C	雑草・硬い、15cm必要		

必要に応じて写真や図面を添付すること

対象施設等	点検項目	点検日	点検を5月末まで に行ってください	摘要
		5/10		
休養施設	ベンチ 四阿	本体のささくれ、傾き、折れ、ぐらつきなど	D	ベンチ2ぐらつき
		ボルト等部材の欠損がないか	A	
		基礎の傾き、露出、破損などがないか	D	ベンチ2基礎露出
		腐食・腐朽による老朽がないか	B	
		塗装は必要か	B	
	パーゴラの桟木が腐朽し危険		D	立入り禁止措置
管理施設	車止	本体のささくれ、傾き、折れ、ぐらつきなど	A	
		ボルト等部材の欠損がないか	一	
		腐食・腐朽による老朽がないか	B	
		基礎の露出、ぐらつき、傾きなどがないか	A	
	柵	塗装は必要か	B	
		本体のぐらつき、傾き、折れ、ささくれなど	B	
		ボルト等部材の欠損がないか	D	ネット下部
		腐食・腐朽による老朽がないか	D	同上
	照明灯	基礎の露出、ぐらつき、傾きなどがないか	A	
		塗装は必要か	B	
		補強プレート取付けの必要がないか	B	
		点検口カバー取替の必要がないか	B	
		照明のつまばなし、時計時間表示の誤りがないか	A	
	看板	本体の傾き、ぐらつき、基礎の露出がないか	B	基礎がやや露出
		腐食による老朽がないか	B	3本補修済み
		塗装は必要か	B	
		補強プレート取付けの必要がないか	B	
		点検口カバー取替の必要がないか	B	
		表示内容は妥当か	A	
		ラミネートの更新が必要ないか	D	老朽で文字が読めない
モニュメント 彫刻・ 石碑等	腐食・ひび割れ、剥がれ、破損等がないか	B		
	搖すってぐらつきがないか	B		
給水設備	本体の破損、傾き、部材の欠損（例のボルトを含む）	B		
	水圧、水量は妥当か	A		
	蛇口閉栓時の漏水がないか	A		
	樹・散水ボックス等に土砂などの堆積がないか	B		
	樹・散水ボックス等の高さは妥当か、ぐらつかないか	A		
排水設備	側溝・樹の破損、蓋の紛失・ズレ・ガタツキ等がないか	D	側溝破損、早急対応必要	
	側溝・樹の高さは妥当か	D	側溝、凍上の影響か	
	土砂・落葉等の堆積がないか	D	水飲み台、処理済	
	逆勾配になっていないか	A		
《その他施設状況、所感など》				
園路の痛みがひどい、特に側溝箇所や根上りの部分、早急に補修が必要。 前年度工事の汚れや陥没あり、対応をお願いしたい。 公衆便所に落書きあり。 ネットフェンスの老朽化、そろそろ更新の検討をお願いしたい。				
気がついたことなど、自由 に記入してください				

必要に応じて写真や図面を添付すること

冬期公園巡視(2月) チェックリスト

記載例

様式-II

対象	項目	確認事項	チェック	大和東公園		巡視実施日	実施者	〇〇〇〇
				写真	有無			
公園外周部	雪山	機械(ハドローラー含む)での雪入れはないか。 ベンス等の外柵の破損の恐れはないか	報告	有	1	看板の設置		
		道路への滑落や飛び出しの恐れがないか。	報告	有	2	スノーポールの表示		
公園広場内	雪山	施設の破損の恐れのある雪入れはないか 力マクラ等、子供が墜もれる可能性のある雪山はないか	報告	有	3	直線スロープ有		
施設関係	四阿(シェルター含む)	屋根の積雪が1m以上になつてないか 雪庇やツララはないか 大きな空洞、周囲との落差がないか。	雪おろし 除去	有	4	(建築基準の積雪は1.4m)		
	照明灯	灯柱周囲が空洞になつてないか(子供が落ちないか) 架空線が人にぶつからないか。	レ レ レ	無 無 無				
	滑り台	チューブ型等閉じ込められる構造がないか 踊り場の下部など支柱付近が空洞になつてないか 階段・踊り場等がかまぼこ状になつてないか(滑らないか)	出入り口閉鎖	有	5	閉鎖板設置		
	ブランコ	支柱や梁の変形の恐れがないか	レ	無 無 無				
	鉄棒	握り棒がすべて見えているか。	除雪	有	6	握り棒が埋もれないよう除雪		
	コンビネーション遊具	テープなどの注意喚起物が適正な状態か 道具内部と周辺の雪山の高低差により滑落や閉じ込められた空洞はないか、 チューブ型等閉じ込められる構造がないか	レ - -	無 無 無				
	ターザンロープ	積雪によりワイヤーが人と接触しないか。 特に針葉樹の枝葉部分に落雪の恐れのある積雪がないか	テープ等で表示	有	7			
樹木類	高木	雪入れなどにより枝折れの恐れがないか	レ	無 無				
その他	公園全体	過度の雪入れなどで利用者・歩行者などに危険な状況になつてないか	レ	無				

内訳書の表記について

- 設計内訳書の表記については、下記の通り読み替えを行うこととする。

・工事番号 → 業務番号

・工事名 → 業務名

・工事区分 → 業務区分

・直接工事費 → 直接業務費

・純工事費 → 純業務費

・工事原価 → 業務原価

・工事価格 → 業務価格

・工事費計 → 業務委託料

**豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(豊平南地区)
業務委託料総括表**

区分	工種	種別	単位	公園	街路樹	合計
直接業務費	標準作業	清掃・草刈	1式			
		樹木管理	1式			
		施設管理	1式			
		歩道美化	1式			
		鳥獣対応	1式			
		安全費	1式			
	地区特有作業	小計	1式			
		樹木管理	1式			
		施設管理	1式			
		廃棄物処理	1式			
		小計	1式			
合計			1式			
共通仮設費	共通仮設費(率計上)		1式			
	合計		1式			
純業務費			1式			
現場管理費			1式			
業務原価			1式			
一般管理費			1式			
業務価格			1式			
消費税等相当額			1式			
業務委託料			1式			

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R8年度 豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(豊平南地区)【 公園編】	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修	
					工事区分	公園・街路樹等維持管理	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要	
公園・街路樹等維持管理			式	1			
標準作業			式	1			
清掃・草刈			式	1			
清掃			式	1		内-1号	
草刈			式	1		内-2号	
樹木管理			式	1			
下枝・支柱・薬剤			式	1		内-3号	
低木等管理			式	1		内-4号	
高木剪定			式	1		内-5号	
伐採			式	1		内-6号	
抜根			式	1		内-7号	
樹木冬囲い			式	1		内-8号	

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R8年度 豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(豊平南地区)【 公園編】	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修	
					工事区分	公園・街路樹等維持管理	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要	
施設管理			式	1			
砂場・広場等			式	1		内-9号	
照明灯			式	1		内-10号	
巡視点検			式	1		内-11号	
施設冬囲い			式	1		内-12号	
鳥獣対応			式	1			
カラス・ハチ			式	1		内-13号	
安全費			式	1			
交通管理			式	1		内-14号	
天神山既存エリア			式	1			
清掃・草刈			式	1			
清掃			式	1		内-15号	

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R8年度 豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(豊平南地区)【 公園編】	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修	
					工事区分	公園・街路樹等維持管理	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要	
草刈			式	1		内-16号	
樹木管理			式	1			
低木等管理			式	1		内-17号	
高木剪定			式	1		内-18号	
伐採			式	1		内-19号	
樹木冬囲い			式	1		内-20号	
施設管理			式	1			
照明灯			式	1		内-21号	
巡視点検			式	1		内-22号	
施設冬囲い			式	1		内-23号	
駐車場管理			式	1		内-24号	
附帯作業			式	1		内-25号	

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R8年度 豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(豊平南地区)【 公園編】	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修	
					工事区分	公園・街路樹等維持管理	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要	
鳥獣対応			式	1			
カラス・ハチ			式	1		内-26号	
天神山拡張エリア			式	1			
清掃・草刈			式	1			
清掃			式	1		内-27号	
草刈			式	1		内-28号	
樹木管理			式	1			
樹木冬囲い			式	1		内-29号	
施設管理			式	1			
敷地管理			式	1		内-30号	
フジ管理			式	1			
樹木管理			式	1		内-31号	

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R8年度 豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(豊平南地区)【 公園編】	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修	
					工事区分	公園・街路樹等維持管理	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要	
薬剤散布			式	1		内-32号	
巡視点検			式	1		内-33号	
区特有作業			式	1			
樹木管理			式	1			
樹木植栽等			式	1		内-34号	
施設管理			式	1			
砂場・広場等			式	1		内-35号	
廃棄物処理			式	1			
廃棄物処理費			式	1		内-36号	
直接工事費			式	1			
共通仮設費			式	1			
共通仮設費（率計上）			式	1			

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R8年度 豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(豊平南地区)【 公園編】	当 初	事業区分	共通仮設費
					工事区分	共通仮設費
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要
純工事費			式	1		
現場管理費		式	1			
工事原価		式	1			
一般管理費等		式	1			
工事価格		式	1			
消費税等相当額		式	1			
工事費計		式	1			

一式当たり内訳書（金抜き）

第 1号内訳書	清掃	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025. 11 2025. 11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
清掃 A	週 1 回程度の清掃 捺い集め型	1000m2	1, 170		単一 1号
清掃 B	春 1 回目の清掃 捺い+掃き	1000m2	84. 2		単一 2号
清掃 C	秋の清掃 捺い+掃き	1000m2	168		単一 3号
U型側溝除芥清掃		m	1, 110		単一 4号
放置ゴミ回収	家電・自転車・タイヤなど	回	1		単一 5号
ゴミ袋回収	40L	袋	300		単一 6号
枠清掃(人力清掃工)	蓋有 25cm以上	箇所	30		単一 7号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	下枝・支柱・薬剤				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025. 11 2025. 11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
ヤゴ取り B	C 50cm以上	本	1		单一 10号	
樹木下枝取り		本	1		单一 11号	
薬剤カプセル打込みD	公園樹など 対象樹木10本未満の場合 薬剤（支給品）	本	1		单一 12号	
支柱取付B-1	二脚鳥居支柱A 支給品	組	1		单一 13号	
支柱取付B-2	二脚鳥居支柱A 購入品	組	1		单一 14号	
支柱撤去B	二脚鳥居支柱A 片付含む	組	1		单一 15号	
支柱撤去C	二脚鳥居支柱B 片付含む	組	1		单一 16号	
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 5号内訳書	高木剪定	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025. 11 2025. 11 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
公園樹木剪定A	30<C≤60cm 人力 片付含む	本	1		单一 19号
公園樹木剪定B	60<C≤90cm 人力 片付含む	本	1		单一 20号
公園樹木剪定C	90<C≤105cm 人力 片付含む	本	1		单一 21号
公園樹木剪定D	105<C≤120cm 人力 片付含む	本	1		单一 22号
公園樹木剪定E	120<C≤150cm 人力 片付含む	本	1		单一 23号
公園樹木剪定F	8.0<H≤12.0m 高所作業車使用 片付含む	本	1		单一 24号
公園樹木剪定G	12.0<H≤18.5m 高所作業車使用 片付含む	本	1		单一 25号
公園樹木剪定H	18.5<H≤23.0m 高所作業車使用 片付含む	本	1		单一 26号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 6号内訳書	伐採	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025. 11 2025. 11 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
伐採A	C 15以上20未満	本	1		单一 27号
伐採B	C 20以上30未満	本	1		单一 28号
伐採C	C 30以上40未満	本	1		单一 29号
伐採D	C 40以上60未満	本	1		单一 30号
伐採E	C 60以上80未満	本	1		单一 31号
伐採F	C 80以上100未満	本	1		单一 32号
伐採G	C 100以上120未満	本	1		单一 33号
伐採H	C 120以上150未満	本	1		单一 34号
伐採 I	C 150以上	本	1		单一 35号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 7号内訳書	拔根	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025. 11 2025. 11 1. 000-0000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
拔根A	C 30未満	本	1		単一 36号
拔根B	C 30以上60未満	本	1		単一 37号
拔根C	C 60以上90未満	本	1		単一 38号
拔根D	C 90以上120未満	本	1		単一 39号
拔根E	C 120以上150未満	本	1		単一 40号
拔根F	C 150以上	本	1		単一 41号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 8号内訳書	樹木冬囲い	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025. 11 2025. 11 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
樹木冬囲いB	低木 女竹使用 H1.2m, W0.8m 購入品	組	1		単一 42号
樹木冬囲いC	低木 晒竹使用 H1.2m, W0.8m 購入品	組	1		単一 43号
樹木冬囲いD	低木 繩1回巻き H0.6m, W0.3m 購入品	組	1		単一 44号
樹木冬囲いE	低木 繩2回巻き H0.9m, W0.5m 購入品	組	1		単一 45号
樹木冬囲いF	低木 繩3回巻き H1.2m, W0.8m 購入品	組	1		単一 46号
樹木冬囲い撤去B	低木 H1.2m, W0.8m	組	156		単一 47号
樹木冬囲い撤去C	低木 H1.2m, W0.8m	組	11		単一 48号
樹木冬囲い撤去D	低木 繩1回巻き H0.6m, W0.3m	組	173		単一 49号
樹木冬囲い撤去E	低木 繩2回巻き H0.9m, W0.5m	組	73		単一 50号
樹木冬囲い撤去F	低木 繩3回巻き H1.2m, W0.8m	組	58		単一 51号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 9号内訳書	砂場・広場等				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025. 11 2025. 11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
張芝A	芝串なし	m2	1		单一 52号	
張芝B	芝串あり	m2	1		单一 53号	
水飲み台蛇口交換		ヶ所	1		单一 54号	
グラウンド土補充	砂	m3	1		单一 55号	
グラウンド土補充	黒土	m3	1		单一 56号	
グラウンド土補充	赤土	m3	1		单一 57号	
除草B	花壇草取(普通)	m2	1		单一 58号	
広場整正B	ダスト舗装 仕上げ厚4cm 機械施工	m2	1		单一 59号	
砂場砂補充	(購入品)	m3	1		单一 60号	
砂場砂撤去		m3	1		单一 61号	
砂場整正	異物除去 砂起こし t=200	m2	465		单一 62号	
樹木灌水	散水車1800L級 水道料含む	1000L	1		单一 63号	

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 10号内訳書	照明灯	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025.11 2025.11 1.000-0000002000
名称	規格	単位	数量
ナトリウムランプ取替B	NH110W	個	1
ナトリウムランプ取替C	NH180W	個	1
不点調査		箇所	1
LEDライトバルブ交換	HF100W級	箇所	1
LEDライトバルブ交換	HF200W級	箇所	1
合 計			

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 12号内訳書	施設冬囲い	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025. 11 2025. 11 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
人力除雪		m3	52		单一 71号
水飲み台冬囲いA【公190】	開栓・閉栓	基	26		单一 72号
遊具（フランコ・シーソー等）冬 囲い設置	養生材支給品（繩材除く）	基	47		单一 73号
遊具（フランコ・シーソー等）冬 囲い撤去		基	47		单一 74号
スノーポール設置	支給品 再利用	基	1		单一 75号
スノーポール撤去	支給品 再利用	基	1		单一 76号
遊具（鉄棒）冬囲い設置・ 撤去		基	21		单一 77号
水飲み台冬囲い設置B【公1 91】	普通 むしろ1枚 閉栓	基	1		单一 78号
水飲み台冬囲い設置C【公1 92】	身障者用 むしろ2枚 閉栓	基	1		单一 79号
水飲み台冬囲い撤去B【公1 93】	普通 むしろ1枚 閉栓	基	12		单一 80号
水飲み台冬囲い撤去C【公1 94】	身障者用 むしろ2枚 閉栓	基	14		单一 81号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 18号内訳書	高木剪定	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025. 11 2025. 11 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
公園樹木剪定A	30<C≤60cm 人力 片付含む	本	1		単一 97号
公園樹木剪定B	60<C≤90cm 人力 片付含む	本	1		単一 98号
公園樹木剪定C	90<C≤105cm 人力 片付含む	本	1		単一 99号
公園樹木剪定D	105<C≤120cm 人力 片付含む	本	1		単一 100号
公園樹木剪定E	120<C≤150cm 人力 片付含む	本	1		単一 101号
公園樹木剪定F	8.0<H≤12.0m 高所作業車使用 片付含む	本	1		単一 102号
公園樹木剪定G	12.0<H≤18.5m 高所作業車使用 片付含む	本	1		単一 103号
公園樹木剪定H	18.5<H≤23.0m 高所作業車使用 片付含む	本	1		単一 104号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 19号内訳書	伐採	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025. 11 2025. 11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
伐採A	C 15以上20未満	本	1		単一 105号
伐採B	C 20以上30未満	本	1		単一 106号
伐採C	C 30以上40未満	本	1		単一 107号
伐採D	C 40以上60未満	本	1		単一 108号
伐採E	C 60以上80未満	本	1		単一 109号
伐採F	C 80以上100未満	本	1		単一 110号
伐採G	C 100以上120未満	本	1		単一 111号
伐採H	C 120以上150未満	本	1		単一 112号
伐採 I	C 150以上	本	1		単一 113号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 20号内訳書	樹木冬囲い	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025. 11 2025. 11 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
樹木冬囲いA	針葉樹 H4m 購入品	組	25		単一 114号
樹木冬囲いB	低木 女竹使用 H1.2m, W0.8m 購入品	組	1,000		単一 115号
樹木冬囲いC	低木 晒竹使用 H1.2m, W0.8m 購入品	組	12		単一 116号
樹木冬囲いD	低木 繩1回巻き H0.6m, W0.3m 購入品	組	85		単一 117号
樹木冬囲いE	低木 繩2回巻き H0.9m, W0.5m 購入品	組	95		単一 118号
樹木冬囲いF	低木 繩3回巻き H1.2m, W0.8m 購入品	組	161		単一 119号
樹木冬囲いG	低木 むしろ1枚 H1.2m, W0.8m 女竹使用 購入品	組	2		単一 120号
樹木冬囲い撤去A	針葉樹 H4m	組	25		単一 121号
樹木冬囲い撤去B	低木 H1.2m, W0.8m	組	1,000		単一 122号
樹木冬囲い撤去C	低木 H1.2m, W0.8m	組	12		単一 123号
樹木冬囲い撤去D	低木 繩1回巻き H0.6m, W0.3m	組	85		単一 124号
樹木冬囲い撤去E	低木 繩2回巻き H0.9m, W0.5m	組	95		単一 125号

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 23号内訳書	施設冬囲い	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025.11 2025.11 1.000-00000002000			
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
水飲み台冬囲い設置B	普通 むしろ1枚 閉栓	基	1		単一 131号	
水飲み台冬囲い設置C	身障者用 むしろ2枚 閉栓	基	1		単一 132号	
水飲み台冬囲い撤去B	普通 むしろ1枚 閉栓	基	5		単一 133号	
水飲み台冬囲い撤去C	身障者用 むしろ2枚 閉栓	基	1		単一 134号	
水飲み台冬囲いA【公190】	閉栓・閉栓	基	6		単一 135号	
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 29号内訳書	樹木冬囲い	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025. 11 2025. 11 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
樹木冬囲いA	針葉樹 H4m 購入品	組	20		単一 147号
樹木冬囲いB	低木 女竹使用 H1.2m, W0.8m 購入品	組	175		単一 148号
樹木冬囲いD	低木 繩1回巻き H0.6m, W0.3m 購入品	組	14		単一 149号
樹木冬囲いE	低木 繩2回巻き H0.9m, W0.5m 購入品	組	3		単一 150号
樹木冬囲いF	低木 繩3回巻き H1.2m, W0.8m 購入品	組	120		単一 151号
樹木冬囲いG	低木 むしろ1枚 H1.2m, W0.8m 女竹使用 購入品	組	9		単一 152号
樹木冬囲い撤去A	針葉樹 H4m	組	20		単一 153号
樹木冬囲い撤去B	低木 H1.2m, W0.8m	組	175		単一 154号
樹木冬囲い撤去D	低木 繩1回巻き H0.6m, W0.3m	組	14		単一 155号
樹木冬囲い撤去E	低木 繩2回巻き H0.9m, W0.5m	組	3		単一 156号
樹木冬囲い撤去F	低木 繩3回巻き H1.2m, W0.8m	組	120		単一 157号
樹木冬囲い撤去G	低木 むしろ1枚 H1.2m, W0.8m	組	9		単一 158号

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 31号内訳書	樹木管理	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025.11 2025.11 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
除草C	花壇草取(密生)	100m2	5.68		単一 161号
藤棚剪定		m2	568		単一 162号
ヤゴ取り B	C 50cm以上	本	20		単一 163号
人力除雪		m3	284		単一 164号
樹木施肥D	高木 C 90cm以上120cm未満 肥料 (支給品)	10本	3		単一 165号
油粕 (菜種)	20kg/袋 2誌平均 (11月)	袋	7		
土壤改良剤	パーク堆肥	k g	140		
新まるやま特号	15kg/袋 建設物価 (11月)	袋	4		
ヨウリン粒状	20kg/袋 【策定単価】	袋	2		
まるやま3号	20kg/袋 建設物価 (11月)	袋	4		
骨粉	10kg/袋 【策定単価】	袋	4		
もみ殻燻炭	50L/袋 【策定単価】	袋	9		

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 36号内訳書	廃棄物処理費	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025.11 2025.11 1.000-0000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
木くず処理	事業系一般廃棄物 木くず等 (破碎, 焼却)	t	50		単一 173号
木くず処理	事業系一般廃棄物 剪定枝等 (再生) 税抜	t	10		単一 174号
木材買取	根株買取 (t : 水分無調整重量) 土は極力除くこと 全ての間接費対象外	t	-1		単一 175号
木材買取	長材買取 (m3換算 : 空隙率50%) 幹材(末口 ϕ 6-50cm*L 2.4m-, 又は末口 ϕ 50cm-*L2.0m-) 全ての間接費対象外	m3	-2		単一 176号
木材買取	枝条・タコロ買取 土は極力除くこと 全ての間接費対象外	t	-10		単一 177号
合 計					

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R8年度 豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(豊平南地区)【 街路樹編】	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修	
					工事区分	公園・街路樹等維持管理	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要	
公園・街路樹等維持管理			式	1			
標準作業			式	1			
清掃・草刈			式	1			
清掃			式	1		内-1号	
草刈			式	1		内-2号	
樹木管理			式	1			
下枝・支柱・薬剤			式	1		内-3号	
高木剪定			式	1		内-4号	
伐採			式	1		内-5号	
拔根			式	1		内-6号	
巡視点検			式	1		内-7号	
樹木冬囲い			式	1		内-8号	

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R8年度 豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(豊平南地区)【 街路樹編】	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修	
					工事区分	公園・街路樹等維持管理	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要	
歩道美化			式	1			
花苗配布			式	1		内-9号	
鳥獣対応			式	1			
カラス・ハチ			式	1		内-10号	
安全費			式	1			
交通管理			式	1		内-11号	
区特有作業			式	1			
樹木管理			式	1			
樹木植栽等			式	1		内-12号	
廃棄物処理			式	1			
廃棄物処理費			式	1		内-13号	
直接工事費			式	1			

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R8年度 豊平区公園及び街路樹等総合維持管理業務(豊平南地区)【 街路樹編】	当 初	事業区分	共通仮設費	
					工事区分	共通仮設費	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要	
共通仮設費			式	1			
共通仮設費（率計上）			式	1			
純工事費			式	1			
現場管理費			式	1			
工事原価			式	1			
一般管理費等			式	1			
工事価格			式	1			
消費税等相当額			式	1			
工事費計			式	1			

一式当たり内訳書（金抜き）

第 1号内訳書	清掃	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025. 11 2025. 11 1. 000-0000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
植樹樹・帶清掃	拾い+掃き	1000m2	35. 2		単一 1号
植樹樹・帶清掃	【月寒公園ふれあい通】拾い+掃き	1000m2	0. 36		単一 2号
清掃A	【月寒公園ふれあい通】週 1回程度の清掃 拾い集め型	1000m2	29. 4		単一 3号
清掃B	【月寒公園ふれあい通】春 1回目の清掃 拾い+掃き	1000m2	2. 1		単一 4号
清掃C	【月寒公園ふれあい通】秋の清掃 拾い+掃き	1000m2	4. 2		単一 5号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	下枝・支柱・薬剤				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025. 11 2025. 11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
ヤゴ取り A	C 50cm以下	本	1		单一 9号	
ヤゴ取り B	C 50cm以上	本	1		单一 10号	
樹木下枝取り		本	1		单一 11号	
支柱結束A	二脚鳥居型 C 30cm標準	本	1		单一 12号	
薬剤カプセル打込みB	街路樹など 対象樹木10本未満の場合 薬剤（支給品）	本	1		单一 13号	
街路樹支柱撤去A	高木用支柱各種 運搬費含む	組	1		单一 14号	
街路樹支柱撤去G	二脚鳥居型 ティックウッド L=1.8	組	1		单一 15号	
支柱取付A-3	二脚鳥居型添木付 購入品	組	1		单一 16号	
支柱取付B-3	二脚鳥居型添木無 購入品L=1.8m	組	1		单一 17号	
支柱取付G	二脚鳥居型添木付 支給品	組	1		单一 18号	
支柱取付H	二脚鳥居型添木無 支給品L=1.8	組	1		单一 19号	
街路樹支柱補修A	二脚鳥居添木付	組	1		单一 20号	

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 4号内訳書	高木剪定	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025. 11 2025. 11 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
街路樹木剪定A	C<30cm	本	1		单一 22号
街路樹木剪定B	30≤C<60cm	本	66		单一 23号
街路樹木剪定C	60≤C<90cm	本	96		单一 24号
街路樹木剪定D	90≤C<105cm	本	45		单一 25号
街路樹木剪定E	105≤C<120cm	本	11		单一 26号
街路樹木剪定F	120≤C<150cm	本	4		单一 27号
街路樹木剪定M	H=12M程度	本	70		单一 28号
街路樹木剪定N	H=18M程度	本	1		单一 29号
街路樹木剪定O	H=22M程度	本	1		单一 30号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 5号内訳書	伐採	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025. 11 2025. 11 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
伐採A	C 15以上20未満	本	1		単一 31号
伐採B	C 20以上30未満	本	1		単一 32号
伐採C	C 30以上40未満	本	1		単一 33号
伐採D	C 40以上60未満	本	1		単一 34号
伐採E	C 60以上80未満	本	1		単一 35号
伐採F	C 80以上100未満	本	1		単一 36号
伐採G	C 100以上120未満	本	1		単一 37号
伐採H	C 120以上150未満	本	1		単一 38号
伐採 I	C 150以上	本	1		単一 39号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 6号内訳書	拔根	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025. 11 2025. 11 1. 000-0000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
拔根A	C 30未満	本	1		単一 40号
拔根B	C 30以上60未満	本	1		単一 41号
拔根C	C 60以上90未満	本	1		単一 42号
拔根D	C 90以上120未満	本	1		単一 43号
拔根E	C 120以上150未満	本	1		単一 44号
拔根F	C 150以上	本	1		単一 45号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 8号内訳書	樹木冬囲い	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025. 11 2025. 11 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
樹木冬囲いA	【月寒公園ふれあい通】針葉樹 H4m 購入品	組	1		単一 47号
樹木冬囲いB	低木 女竹使用 H1.2m, W0.8m 購入品	組	1		単一 48号
樹木冬囲いC	【月寒公園ふれあい通】低木 晒竹使用 H1.2m, W0.8m 購入品	組	1		単一 49号
樹木冬囲いD	【月寒公園ふれあい通】低木 繩1回巻き H0.6m, W0.3m 購入品	組	1		単一 50号
樹木冬囲いE	【月寒公園ふれあい通】低木 繩2回巻き H0.9m, W0.5m 購入品	組	1		単一 51号
樹木冬囲いJ	【月寒公園ふれあい通】低木 むしろ2枚 H2.0m, W1.0m 晒竹使用 購入品	組	1		単一 52号
樹木冬囲い撤去A	【月寒公園ふれあい通】針葉樹 H4m	組	21		単一 53号
樹木冬囲い撤去B	低木 H1.2m, W0.8m	組	70		単一 54号
樹木冬囲い撤去C	【月寒公園ふれあい通】低木 H1.2m, W0.8m	組	42		単一 55号
樹木冬囲い撤去D	【月寒公園ふれあい通】低木 繩1回巻き H0.6m, W0.3m	組	165		単一 56号
樹木冬囲い撤去E	【月寒公園ふれあい通】低木 繩2回巻き H0.9m, W0.5m	組	80		単一 57号
樹木冬囲い撤去J	【月寒公園ふれあい通】低木、むしろ2枚 H2.0m, W1.0m	組	22		単一 58号

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 9号内訳書	花苗配布				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025. 11 2025. 11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
樹花壇用花苗配布	1年草	株	9,157		单一 59号	
ガイラルディア アリゾナ サン	【策定単価】花苗購入、運搬費含、P φ 9cm※同等品(カ ラルディアメラビチ等)含む	株	1			
ガイラルディア アリゾナ アプリコット	【策定単価】花苗購入、運搬費含、P φ 9cm※同等品(カ ラルディアメレット等)含む	株	1			
ダイアンサス ダイアブン ダ	【策定単価】花苗購入、運搬費含、P φ 9cm※同等品(ダ イアンサスバブルツスニグレセンソーティ等)含む	株	1			
大輪芝桜	【策定単価】花苗購入、運搬費含、P φ 9cm※大輪芝桜 モスクランテ等	株	1			
ホスター サガエ	【策定単価】花苗購入、運搬費含、P φ 9cm※同等品(ホ スター サマブリーズ等)含む	株	1			
ホスター ブルーエンジェル	【策定単価】花苗購入、運搬費含、P φ 9cm※同等品(ホ スター ブラックラントブルー等)含む	株	1			
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 13号内訳書	廃棄物処理費	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025. 11 2025. 11 1. 000-0000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
木くず処理	事業系一般廃棄物 木くず等 (破碎, 焼却)	t	10		単一 66号
木くず処理	事業系一般廃棄物 剪定枝等 (再生) 税抜	t	5		単一 67号
木材買取	根株買取 (t : 水分無調整重量) 土は極力除くこと 全ての間接費対象外	t	-10		単一 68号
木材買取	長材買取 (m3換算 : 空隙率50%) 幹材(末口 ϕ 6-50cm*L 2. 4m-, 又は末口 ϕ 50cm-*L2. 0m-) 全ての間接費対象外	m3	-2		単一 69号
木材買取	枝条・タコロ買取 土は極力除くこと 全ての間接費対象外	t	-1		単一 70号
合 計					

数量一覧表【公園】

項目	規格	設計数量	単位	項目	規格	設計数量	単位
【公園編】				公園樹木剪定F		1	本
■清掃				公園樹木剪定G		1	本
清掃A		1,170	1000m ²	公園樹木剪定H		1	本
清掃B		84.2	1000m ²	■伐採			
清掃C		168	1000m ²	伐採A		1	本
枠清掃		30	箇所	伐採B		1	本
U型側溝清掃		1,110	m	伐採C		1	本
ゴミ袋回収40L		300	袋	伐採D		1	本
放置ゴミ回収		1	回	伐採E		1	本
■草刈				伐採F		1	本
草刈B		36.3	100m ²	伐採G		1	本
草刈E		1,720	100m ²	伐採H		1	本
				伐採I		1	本
■下枝・支柱・薬剤				■抜根			
ヤゴ取りB		1	本	抜根A		1	本
樹木下枝取り		1	本	抜根B		1	本
薬剤カプセル打込みD		1	本	抜根C		1	本
支柱取付B-1	二脚鳥居支柱添木付き(支給品)	1	組	抜根D		1	本
支柱取付B-2	二脚鳥居支柱添木付き(購入品)	1	組	抜根E		1	本
支柱撤去B		1	組	抜根F		1	本
支柱撤去C		1	組	■樹木冬囲い			
■低木等管理				樹木冬囲い設置B		1	組
生垣刈込A		77	10m	樹木冬囲い撤去B		156	本
藤棚剪定		60	m ²	樹木冬囲い設置C		1	組
				樹木冬囲い撤去C		11	組
■高木剪定				樹木冬囲い設置D		1	組
公園樹木剪定A		1	本	樹木冬囲い撤去D		173	組
公園樹木剪定B		1	本	樹木冬囲い設置E		1	組
公園樹木剪定C		1	本	樹木冬囲い撤去E		73	組
公園樹木剪定D		1	本	樹木冬囲い設置F		1	組
公園樹木剪定E		1	本	樹木冬囲い撤去F		58	組

項目	規格	設計数量	単位	項目	規格	設計数量	単位
■砂場・広場等				■施設冬囲い			
砂場整正		465	m ²	水飲み台冬囲い設置A		26	基
砂場砂撤去		1	m ³	水飲み台冬囲い設置B		1	基
砂場砂補充		1	m ³	水飲み台冬囲い撤去B		12	基
グラウンド土補充	砂	1	m ³	水飲み台冬囲い設置C		1	基
グラウンド土補充	黒土	1	m ³	水飲み台冬囲い撤去C		14	基
グラウンド土補充	赤土	1	m ³	遊具冬囲い設置	プランコ・シーソー	47	基
広場整正B	ダスト仕上げ	1	m ²	遊具冬囲い撤去	プランコ・シーソー	47	基
水飲み台蛇口交換		1	箇所	遊具冬囲い設置・撤去	鉄棒	21	基
張芝工A	芝串なし	1	m ²	スノーポール設置		1	本
張芝工B	芝串あり	1	m ²	スノーポール撤去		1	本
除草B		1	100m ²	人力除雪		52	m ³
灌水		1	1000L	■カラス・ハチ			
■照明灯				カラスの巣撤去B		1	箇所
ナトリウムランプ取替B		1	個	カラスの巣撤去C		1	箇所
ナトリウムランプ取替C		1	個	ハチの巣撤去		1	箇所
不点調査		1	箇所				
LEDライトバルブ交換	HF100W級	1	箇所	■簡易看板			
LEDライトバルブ交換	HF200W級	1	箇所	簡易看板設置A		20	基
■巡視				簡易看板設置C		20	基
公園巡視点検(昼)		84	箇所	人力除雪工	平岸台公園	246	m ³
公園巡視点検(夜)		32	箇所	U型側溝清掃	平岸台公園	35	m
■樹木植栽							
エゾヤマザクラ		1	本	■廃棄物処理費			
				木くず処理(事業系一般廃棄物 木くず等)破碎、焼却		50	t
■安全費	交通管理			木くず処理(事業系一般廃棄物 剪定枝等)再生		10	t
交通誘導員A		1	人日	タンコロ・枝外買取	石狩市森林組合	-1	t
交通誘導員B		1	人日	長材買取	石狩市森林組合	-2	m ³
				根株買取	石狩市森林組合	-10	t

数量一覧表【天神山緑地】

項目	規格	設計数量	単位	項目	規格	設計数量	単位
【既存エリア】				伐採H		1	本
■清掃				伐採I		1	本
清掃A		754	1000m ²				
清掃B		53.8	1000m ²	■樹木冬囲い			
清掃C		107	1000m ²	樹木冬囲い設置・撤去A		25	組
■草刈				樹木冬囲い設置・撤去B		1,000	組
草刈E	エリアA	243	100m ²	樹木冬囲い設置・撤去C		12	組
草刈A	エリアB	51.4	100m ²	樹木冬囲い設置・撤去D		85	組
草刈E	エリアC	73.0	100m ²	樹木冬囲い設置・撤去E		95	組
草刈A	エリアD	156	100m ²	樹木冬囲い設置・撤去F		161	組
■低木管理				樹木冬囲い設置・撤去G		2	組
生垣刈込A		10	10m	■照明灯			
生垣刈込B		10	10m	不点調査		1	箇所
生垣刈込C		10	10m	■巡視			
■高木剪定				公園巡視点検(昼)		3	箇所
公園樹木剪定A		1	本	公園巡視点検(夜)		1	箇所
公園樹木剪定B		1	本	■施設冬囲い			
公園樹木剪定C		1	本	水飲み台冬囲い設置A		6	基
公園樹木剪定D		1	本	水飲み台冬囲い設置B		1	基
公園樹木剪定E		1	本	水飲み台冬囲い撤去B		5	基
公園樹木剪定F		1	本	水飲み台冬囲い設置C		1	基
公園樹木剪定G		1	本	水飲み台冬囲い撤去C		1	基
公園樹木剪定H		1	本				
■伐採				■駐車場管理			
伐採A		1	本	臨時駐車場	開設・閉鎖	30	日
伐採B		1	本	■附帯作業			
伐採C		1	本	四ツ目垣		10	m
伐採D		1	本	■カラス・ハチ			
伐採E		1	本	カラスの巣撤去B		1	箇所
伐採F		1	本	カラスの巣撤去C		1	箇所
伐採G		1	本	ハチの巣撤去		1	箇所

項目	規格	設計数量	単位	項目	規格	設計数量	単位
【拡張エリア】							
■清掃				樹木施肥D	春施肥、札肥、寒肥	3	本
清掃A		53.8	1000m ²	油粕(菜種)		7	袋
清掃B		3.84	1000m ²	土壤改良剤	パーク堆肥	140	kg
清掃C		7.69	1000m ²				
■草刈				新まるやま特号		4	袋
草刈A		35.6	100m ²	ヨウリン(粒状)		2	袋
草刈D		9.54	100m ²				
草刈E		14.8	100m ²	まるやま3号		4	袋
■樹木冬囲い				骨粉		4	袋
樹木冬囲い設置・撤去A		20	組	もみ殻薰炭		9	袋
樹木冬囲い設置・撤去B		175	組	腐葉土		35	袋
樹木冬囲い設置・撤去D		14	組	■薬剤散布			
樹木冬囲い設置・撤去E		3	組	病害虫防除		1,136	L
樹木冬囲い設置・撤去F		120	組	トップジンM		3	袋
樹木冬囲い設置・撤去G		9	組	ベンレート		2	袋
■施設管理				■巡視			
灌水		1	本	公園巡視点検(昼)		56	箇所
水飲み台冬囲いA	開栓・閉栓	2	基				
■樹木管理							
除草C(藤棚剪定)	花柄摘みに準用	5.68	100m ²				
藤棚剪定	秋剪定	568	m ²				
ヤゴ取りB		20	本				
人力除雪工		284	m3				

数量一覧表【街路樹】

項目	規格	設計数量	単位	項目	規格	設計数量	単位
(街路樹編)							
■清掃				■伐採			
植樹枠・植樹帶		35.2	1000m ²	伐採A		1	本
植樹枠・植樹帶	月寒ふれあい通	0.36	1000m ²	伐採B		1	本
清掃A	月寒ふれあい通	29.4	1000m ²	伐採C		1	本
清掃B	月寒ふれあい通	2.1	1000m ²	伐採D		1	本
清掃C	月寒ふれあい通	4.2	1000m ²	伐採E		1	本
■草刈				伐採F		1	本
草刈I		57.6	100m ²	伐採G		1	本
草刈A		196.0	100m ²	伐採H		1	本
草刈A	月寒ふれあい通	21.6	100m ²	伐採I		1	本
■下枝・支柱・薬剤				■抜根			
ヤゴ取りA		1	本	抜根A		1	本
ヤゴ取りB		1	本	抜根B		1	本
樹木下枝取り		1	本	抜根C		1	本
薬剤カプセル打込みB		1	本	抜根D		1	本
支柱結束A		1	本	抜根E		1	本
街路樹支柱撤去A	高木用支柱各種	1	本	抜根F		1	本
街路樹支柱撤去G	二脚鳥居型ディックウッド	1	本	■巡視点検			
支柱取付A-3	二脚鳥居型添木付購入品	1	本	街路樹巡視点検		157	km
支柱取付B-3	二脚鳥居型添木無購入品	1	組				
支柱取付G	二脚鳥居型添木付支給品	1	組				
支柱取付H	二脚鳥居型添木無支給品	1	組				
支柱補修A	二脚鳥居添木付	1	組				
支柱補修B	二脚鳥居添木無	1	組				
■高木剪定							
街路樹木剪定A		1	本	街路樹木剪定M		70	本
街路樹木剪定B		66	本	街路樹木剪定N		1	本
街路樹木剪定C		96	本	街路樹木剪定O		1	本
街路樹木剪定D		45	本				本
街路樹木剪定E		11	本				本
街路樹木剪定F		4	本				本

項目	規格	設計数量	単位	項目	規格	設計数量	単位
■樹木冬囲い				■廃棄物処理費			
樹木冬囲い設置A	月寒ふれあい通合	1	組	木くず処理(事業系一般廃棄物 木くず等)破碎、焼却		10	t
樹木冬囲い撤去A		21	組	木くず処理(事業系一般廃棄物 剪定枝等)再生		6	t
樹木冬囲い設置B		1	組	タンコロ・枝外買取	石狩市森林組合	-1	t
樹木冬囲い撤去B		70	組	長材買取	石狩市森林組合	-2	m3
樹木冬囲い設置C	月寒ふれあい通合	1	組	根株買取	石狩市森林組合	-10	t
樹木冬囲い撤去C	月寒ふれあい通合	42	組				
樹木冬囲い設置D	月寒ふれあい通合	1	組				
樹木冬囲い撤去D	月寒ふれあい通合	165	組				
樹木冬囲い設置E	月寒ふれあい通合	1	組				
樹木冬囲い撤去E	月寒ふれあい通合	80	組				
樹木冬囲い設置J	月寒ふれあい通合	1	組				
樹木冬囲い撤去J	月寒ふれあい通合	22	組				
■花苗配布							
樹花壇用花苗配布		9,157	株				
宿根草苗配布	6種類	各1	株				
■カラス・ハチ							
カラスの巣撤去B		1	箇所				
カラスの巣撤去C		1	箇所				
ハチの巣撤去		1	箇所				
■安全管理							
交通誘導員A		5	人				
交通誘導員B		38	人				
■樹木植栽							
樹木植栽H	ナナカマド	1	本				